

出合清水・今出川湧水 位置図



湧水 A

坂本邸

國廳屋敷跡(田所宅)

湧水 B



宅地となっているため調査は困難である。

一九六五・六六年度の調査では、奈良時代の古瓦を出土する面より若干高い層から、掘立柱を中心とした建築址群の一部があきらかになった。瓦器・土鍋・備前焼・青磁・高麗青磁や古銭などの出土から、これらの建築址群が、鎌倉―室町ころのものとして推定され、しかも青磁片などの出土から、当時の一般の民家とおもえないふしもある。

この地域は、田所文書(正徳二年(一一八九)正月三日、沙弥讓状にみえる早馬立の地に比定できる)より、前記の中世建築址群がこれに関連する可能性がある。そして、早馬立が駅馬館であつて、延喜式にいう安芸駅の遺称であるということがゆるされたならば、中世建築址群の下層に分布する奈良時代の古瓦を伴出する建築址群を安芸駅館址とすることも可能となるのである。現状では、駅館址と推定されるものが全国的にも皆無であり、本遺跡の状況からそれを決定、もしくは否定する材料もないので、こんな慎重な検討をえなければならぬが、一九四一年(昭和一六)の「神武天皇聖蹟誌」(広島県)のなかにこの付近を安芸駅址と推定する意見が提出されているので、あえてこの問題にふれておいた。



〈史料紹介〉

「安芸郡府中村寺社堂古跡帖」について

小林利宣

(表紙)

正徳二年

安芸郡府中村寺社堂古跡帖

辰ノ四月

本ひかへ

※1

- 一 多家神社 寺社
- 一 先年より多家神社と申伝候 ※2
- 一 八幡別宮 寺社
- 一 右多家神社境内之由申伝候
- 一 随神 二体
- 一 春日之作と申伝候

右天正二年霜月十五日輝元御建立棟札在之毛利殿御代迄三百石之社領在之由只今ハ社領八石巻斗年中三度之御祭り二月朔日(より)

三日迄四月五日より八日迄九月六日より九日迄神主三宅中務少輔

宝物

- 一 邯鄲枕 一ツ 獅子頭鏡 一具 硯 一ツ 縁起 二巻
- 一 同末社
- 一 八幡社之内ニ御座候 若宮と唱
- 一 宮僧 五ヶ寺 小社在之 ※3

- 一 内
- 一 国勝院 只今田ニ成
- 一 神前坊 同山林ニ成
- 一 神力院 同敷ニ成
- 一 法寿坊 楠一本御座候山林ニ成
- 一 行専坊 只今畠ニ成

右何も真宮宗の由、寺仏奥儀不知、輝元御代まで寺領在之由申伝候
右何も山林に成申候

一 惣社大明神

日本之神祇勸請之由申伝候、年数知レ不申候外ニ何之申伝無御座候、神主大吞左膳と申候

一 稲荷大明神 一 社

勸請建立年数知レ不申候、何之伝も無御座候

一 新宮 小社御座候

一 右同行

一 水別明神 右同行 ※4

一 右同行

一 黄幡神 右同行

一 右同行 但神木楠御座候処ニ五年以前ニ枯申候

- 一 八幡神主中務へ被出候
- 一 寶船明神 右同行 ※5
- 一 右同行
- 一 角振明神 右同行 ※6
- 一 右同行 殿島末社ニテ昔ハ殿島より社人渡り祭礼勸申由、中比より田所家へ頼申由、二月霜月両度初申掃宅し相定メ田所より祭礼奉幣相勸申候
- 一 神明神 右同行
- 一 右同行
- 一 南山大歳明神 右同行
- 一 北山大歳明神 社無御座候
- 一 御輿屋と申神前御座候 社無御座候
- 一 何之申伝も御座無候 松一本御座候(高サ十五間程経五尺)
- 一 真宮宗 桑多山安芸院 道隆寺 ※7
- 一 本尊薬師 作不知
- 一 但木仏座像御長二尺五寸 ※8
- 一 脇立不動 雲慶作と申伝候
- 一 但木仏立像御長五尺
- 一 同 同
- 一 同 同
- 一 但木仏立像御長五尺五寸
- 一 外ニ釈迦一休 毘〇〇応作と申伝候
- 一 但木仏立像御長五尺
- 一 薬師一休 但木仏座御長四尺 恵心之作と申伝候 ※9

右開地ハ大同年中之由申伝候開基知レ不申候桑多山安芸院薬王寺と

申候由、其後九条関白道隆公正暦年中御建立寺領百〇御座候由不分
明自夫道隆寺と改号之由申伝御座候

一 禪宗 天竜山 長福寺 ※10

本尊阿弥陀木仏座像御長四尺開基知レ不申候広島國泰寺末寺ニテ
御座候聖徳太子之作之由

一 真宗 泷雲山 竜仙寺 ※11

開基明応年中之由申伝候外申伝無御座候

一 海蔵寺 宗旨并退転年数知レ不申候只今ハ島ニ成、竜仙寺抱ニテ御座候書
付

本尊地藏木仏座像長一尺只今長福寺ニ御座候

一 江本寺 ※12

本尊観音木仏御長五尺二寸小堂ニ入御座候寺奥儀并宗旨知レ不申
候

一 正蔵寺

本尊地藏木仏座像御長一尺小堂ニ入百姓清左エ門抱ニ成申候書
付

一 汲口庵 ※13

禪宗本尊観音木仏座像御長一尺小堂ニ入御座候寛永拾年ニ寺焼失
仕夫より退転之由申伝候楠一本御座候

一 高尾山花蔵寺

真言宗本尊釈迦只今ハ道隆寺に御座候奥儀不知林田ニ成、道隆寺
抱ニテ御座候書付

一 字山観音堂

但木仏損シ申候ニ付寸尺知レ不申候

一字 ※14

一 虚空蔵 一宇
木仏座像御長二尺一寸御年實地之辺ニ御座候先年より食堂申伝候
外ニ何之申伝無御座候

一 城址 出張 一ヶ所 ※15

城主白井掃部子息備中二代之由知行高知レ不申候防州大内家へ城
相渡旗下ニ千代之城貫被申 申伝候

一 同 千台

城主白井備中大内殿より被置候城之由知行高知レ不申候外ニ申伝
無御座候

一 同 別所 一ヶ所

城主申伝無御座候只今ハ島ニ成申候書付

一 いぼ落シと申石仏御座像立像御長一尺楠一本松一本御座候先年
よりいぼおとしと申伝道之脇ニ御座候外ニ何之申伝無御座候※16

一 平家カ城と申所鍋谷御留山之内ニ御座候先年より平家カ城と申
伝小山御座候

一 ぶり打岩と申大石右平家カ城より三町程下ニ御座候何之申伝
も無御座候奥行九間高サ三間中四間ニ五間

一 山伏之塚と申墓所船越と申所御座候先年より山ぶしの塚と申伝
候外ニ何之申伝も御座なく候

一 ひくに切坂中左辺往還筋こもり御立山之下ニ御座候ひくに之
像と申墓御座候先年此所ニテひくにを切りころし申則墓に築申と
申伝候外ニ何之申伝も無御座候但田之中ニ御座候

一 清水 出井と申候又出合とも申候 一ヶ所則此古寄先年より申
伝候外ニ何之申伝無御座候御年實地之中ニ御座候 ※17

安芸国府出井之清水今出川温品風いまもはけしき よみ人

申伝無御座候

一 同 今出川

但シ東ノ川とも村ニテ申候

何之申伝も無御座候

一 たれそ之森 ※19

御座候此 横之湊之薬師と申小堂御座候本尊薬師先年盗人取申
候只今ハ新木仏薬師座像御長一尺二寸

安芸国府たれその森に腰掛ケてはるかに見ゆる殿島かな

此古歌先年より申伝候外ニ何之申伝も無御座候 古歌西行と申伝

一 国府田所

殿島奉幣使 ※20

右田所ハ田所職共申候往古より室町家之時分まで安芸一州之官家
寺社などの領地并下作米之

支配仕役儀にて殿島并ニ府中祭祀之節社役勤来年数知レ不申候往
古より一月霜月両度之初申ニ勅使参向ニテ奉幣之式法御座候度々

乱世騒動之時節渡海不自由ニテ以勅詔田所家より勅使代勤来り夫
在。東公郷之束帯ニテ神役勤来り申候官位被補任從五位下左エ門

尉候 右殿島社領米二拾五石御扶持方米四拾三石二斗都合六拾八石二斗
只今為田所領被置候

一 田所下社人九人御座候社領扶持方割御座候 ※21

一 当村之各地三月比ニ 在来り申候近年ハ稀ニ御座候

一 布はへ流 一ヶ所 ※22

長四百間程二段、滝坪五尺四方深サ三尺御座候鍋谷御留山脇ニ御
座候先年より布はへ流と申伝候

一 稚女之池 千台と申所ニテ

稚女之池と申谷池御座候申伝無御座候只今田ニ成

大仏谷と申所上倉山ノ下

一 大仏水と申谷池御座候申伝無御座候

一 陶殿陳と申所御座候大内家より白井備中殿御。之時陳所と申
候

一 上倉山と申所御座候城址共寺跡共申伝無御座候只今かわらなど
も御座候 ※23

正徳二年辰ノ四月 郡御役所へ上ル

郡中 弥右エ門へ被仰付相改メ上ル
古跡 ※24

以下昭和四十四年二月現在で筆者の知見により注記する。
※1、この寺社堂古跡帖には数種の写本がある。現存府中町の資
料としては、鎌倉期の古文書3通を除き、近世資料では最古のもの
として重要である。(私文書写し、ならびに過古帖には元禄ならび
にそれ以前のもの若干ある。)

※2、多家神社名は中世以来所在不明であるが、元禄頃から八幡
神主三宅氏が唱え出したものの如く、関連資料が若干残っている。

※3、現在八幡官趾のみ残っているが、元禄頃の木版図ならびに
徳川中期の境内図面残存。

※4、現在、字御衣尾山峡に確認。

※5、現存、たれその森北側に確認。

三十二神ハ天孫降臨之時供部之神也神号旧事記に詳也

とある。

江戸末期の他の一書「国府埃官惣社由緒書——大己肥後」によると、

御本殿三座

神武天皇

大己貴命

素盞鳴尊

御相殿五十座

御神名ハ社秘ニ依テ記さず

別玉殿

阿岐津彦命

阿岐津姫命

となっている。

また文政四年己六月の「国府埃官惣社大明神御神名秘巻」(一八二二)の中には

……以上御神名は当社五十三座之外別玉殿御座候

一安芸国地主神二座 玉殿別

右二座ノ神は則安芸津彦命安芸津姫命と奉唱居申候(以下略)などを見ても府中惣社における祭神記載方式は大体

この様式であったのであろう。江戸期以前の記録は残念乍ら残されていない。

x

x

x

ところが、昨秋(昭和四十六年)安佐郡祇園町の大下短期大学に所用で趣いた節、同短大をはさんで北側に安神社があり、南側に安芸都彦神社があったのである。しかし、芸藩通志沼田郡絵図によると、南下安村に官幣社、北下安村に感神院と祇園社を載すのみで安芸都彦社が無い。現在の地理から推して、安神社が祇園社と感神院に当り、安芸都彦社が往時の官幣社に当るようである。この一事をもつても神社祭神の盛衰浮動は相当甚しいものであることも伺われる。

今、祇園町安芸都彦神社の社頭に立つと、安芸津彦神社と書かれた石造鳥居扁額は大正十二年十月吉日のものであった。また明治四十一年十一月廿三日天神祭の絵馬が目についた。安神社も安芸津彦社も府中の方に向かって東面している。尤も安神社境内の恵美須社は南面である。

第八話

安永七年総社八幡差縄覚

安永七年(一七七八)という約二百年前は江戸中期である。テレビドラマの平賀源内が獄中で死んだのが安永八年。

世は新しい蘭学が流入し、北辺にはしばしば露人がうかがい、太平洋の彼方ではアメリカが独立宣言をして間もない頃である。このような揺れ動く状勢の中で、江戸では新井白石の「古史通」が著されて半世紀を過ぎ、十五年後には本居宣長の「古事記伝」が完成するという神道国学のはなやかな時代である。

このとき、わが府中村の惣社神主大吞斎の書き残した一書が標題の安永七年惣社八幡差縫覚である。幻の多家神の自家争いを中心であるが、惣社神主の生活をかけた真実さと、二百年前の庶民と祭礼の実態が物語られているので、現代文に表現し直した以外は、この覚え書を一先ず忠実に紹介してみたい。

× × ×

「国府埃宮惣社大明神と申し奉るは、神代勸請の御社で祭神五十三座が鎮祭の御社で御本座第一は大己貴

命、第二は素盞鳴尊、第三は神日本盤余彦尊でその余五十座は日本国中の大神を勸請した御社である。之によって惣社大明神という。往古は社領地拾壹町余り有って年中祭礼が数度あった。このことは当村田所家や禁裏代官衆何某の旧記に今以って有る。当家にもその写しを所持していた。ところが、福島正則公様時分に社領を残らず御取上げになり、それより追い追い衰微して、やっと神幣幣殿拝殿鳥居だけが建っている。破損繕いも氏子より少々罷り仕り申し誠に大社小社の別もなくなってしまった。勿論、往古は社人も数多く、神主棚守祝師大行事小行事、内侍神楽男八乙女まであった。けれども社領御取上げ遊ばされたから、それからは神主大吞斎ばかりが社に附いている。ほかの者は土民に落ちてゐる。尤も社内は今もって往古の通りである。昔は一の鳥居、二の鳥居があった。今は一の鳥居まで、二の鳥居は其の跡のみで祭礼の際に注連所などができる。御殿から一の鳥居までは三十六間（約二百メートル余り）、一の鳥居から

二の鳥居まで百十間（約三百七十メートル）二の鳥居から馬場末まで五十二間（約百七十メートル）ある。

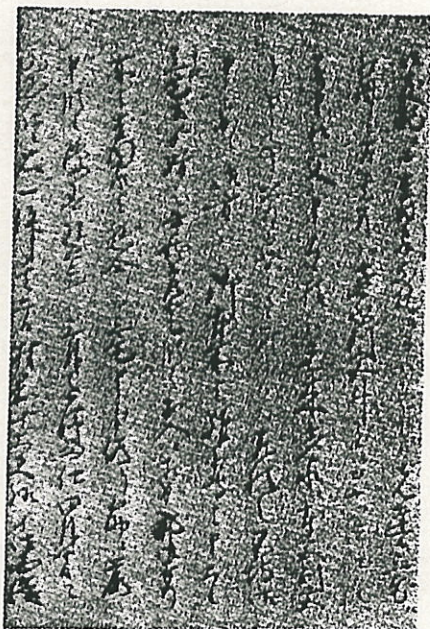
一、御殿の前に井戸がある。この井戸を出井の清水と言い、その脇に今出川という川がある。この今出川は川上がなく石の間から水が出ている。早魃でも水が出る。早魃になると□□が出てくる。これは当社附と申伝えられている。御殿の後に川があり御壺川と唱えその川下をエの湊と申している。そこに薬師堂がある。前から湊の薬師とも「ミなどんどう」とも言っている。日本紀神武巻に埃宮に申寅十二月廿七日より乙卯春三月六日まで居り玉うと見える神武帝皇居の地であるから、ミなどんどうという湊尊（ミナトトウタヤ）と申し称美の祠かと思う。

一、神武帝埃宮の越年東征の時であるから（注一）、ここで大己貴命を祭り玉うのは必然であろう。神武帝の旧跡であるから天皇も祭り奉ることも必然性がある。けれども神武帝はもとこれ大己貴命を祭り置れたから社号は大己貴命の社号なのであろう。

二

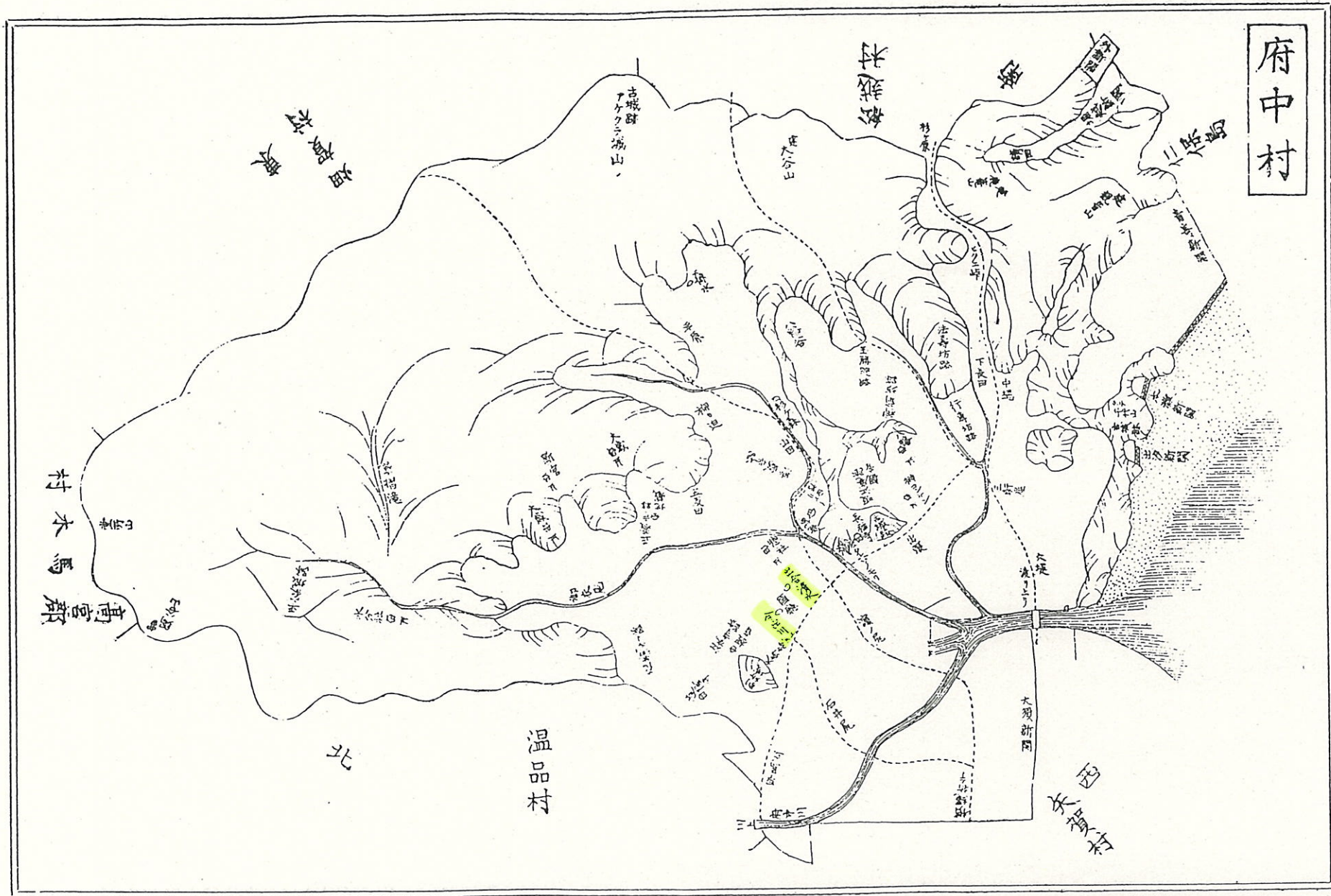
一、穴は神代の家である。大は多である。大己貴命は大穴持命とも言うが、大穴は多家である。だから多家をたけと訓ずる筈なのに神名帖にもおはいへと訓じている。多家は則ち大穴持、大己貴と同じ意味である。多家を惣社と号しているのは惣は多であって群れて数々集まるのを惣といい、延喜式にも天神地祇惣三千一百三十二座と出ている。社は則ち神の家である。これすなわち多家大明神であって右は当社の神祕である。

一、祭日は年中数度ある。正月朔日から三が日まで、二月霜月両度岐島初申ご神事の際、田所殿が十日間社竈の中日、卯日祭日で田所殿と手附社人中が当社へ参向、禊祭とご前舞がある。右の田所手附社人残らず参向され、私が神前に備へ祝詞奉幣致して岐島渡海の際に浄不浄の御□□□□視を致します。不浄の人が右神役に渡海致しますと御□がおりず、



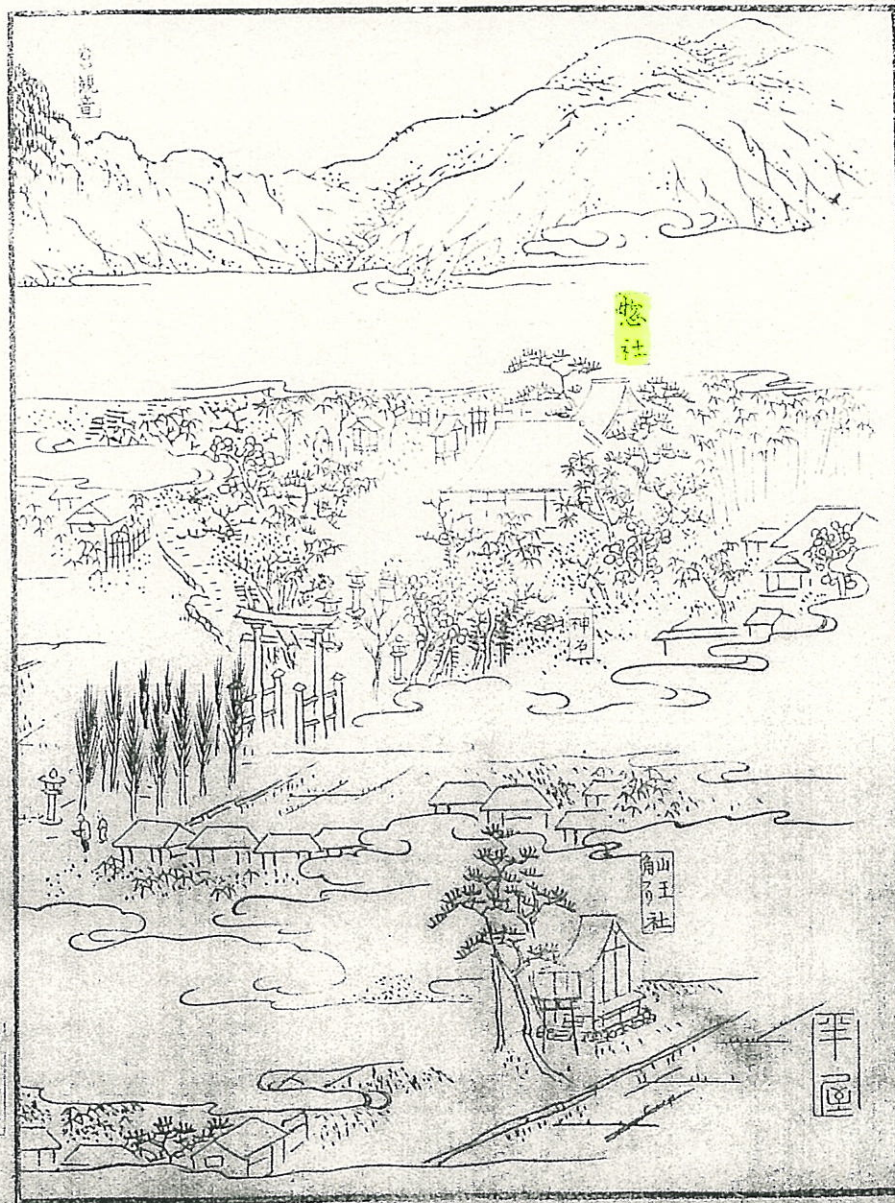
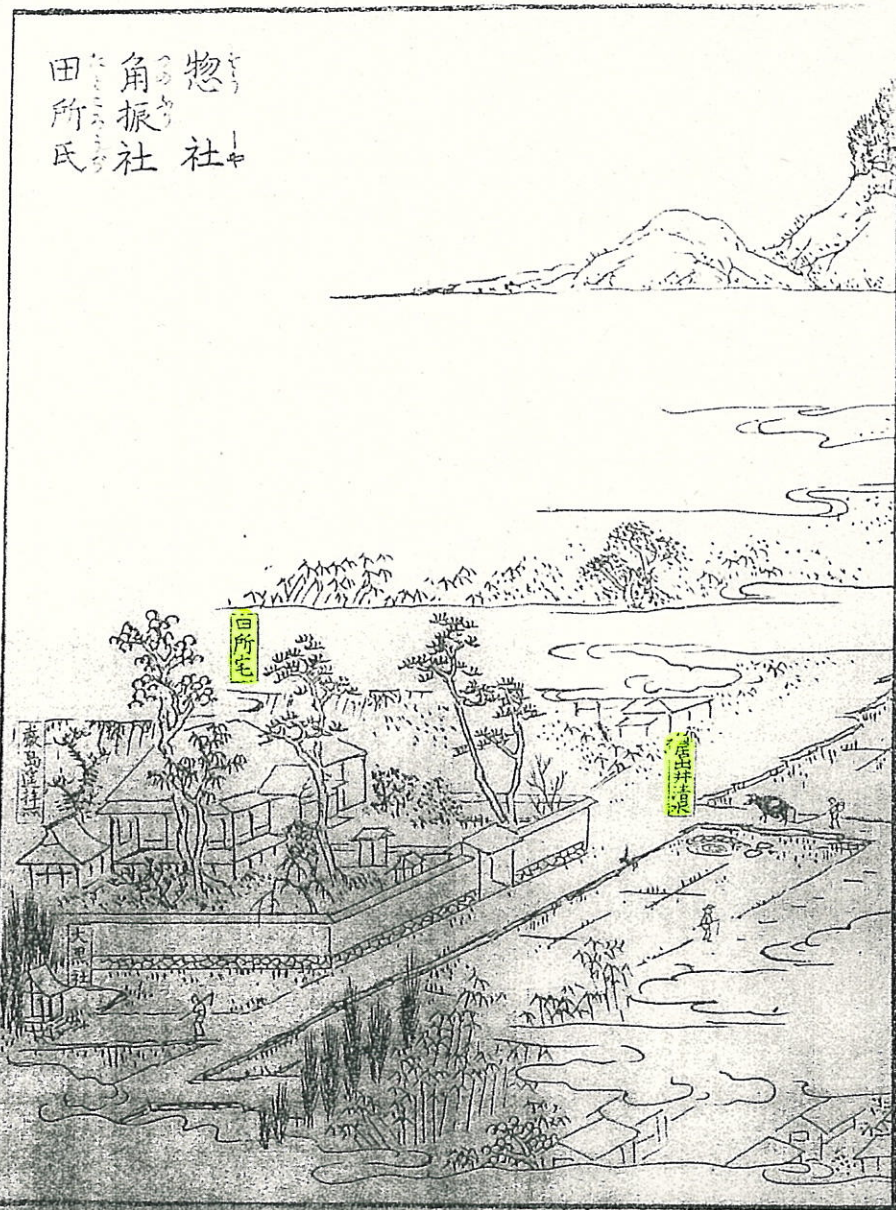
安永七年総社八幡差縫覚
（大吞文書の一部）

文政8年(1825年)の『藝藩通志』所載 府中村の絵図
【昭和56年(1981年)1月25日発行 『藝藩通志』復刻版の巻36】



藝州巖島図会

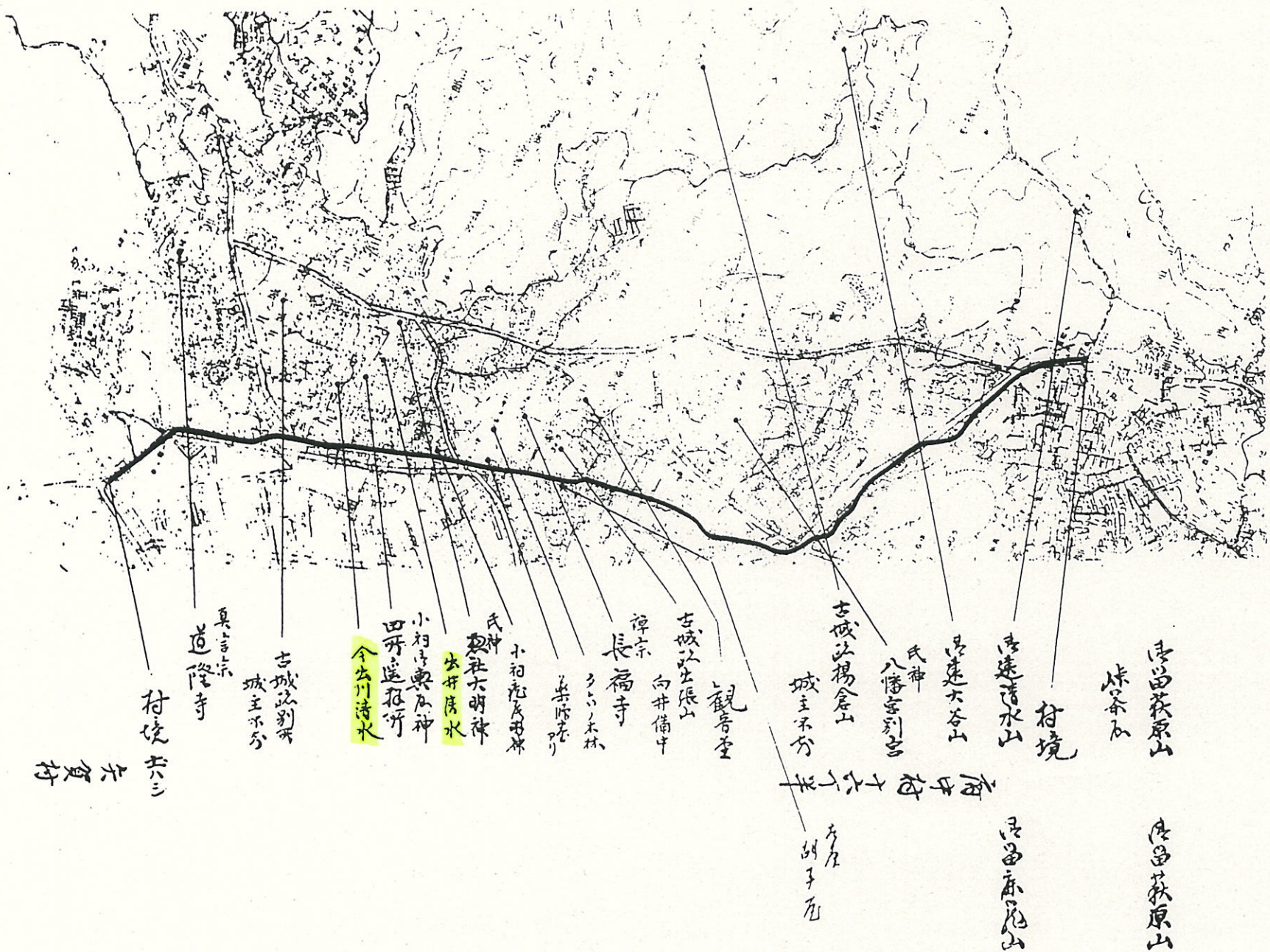
惣社
角振社
田所氏



四ノ五十一

平屋

第22図 安芸郡和庄村より矢賀村迄道筋袖控〔抄〕



第一節 和庄野の地理的概観

瀧菟り居り、太鼓谷の眺め、わに岩の奇岩等は、水分神社の盛時を思ひ出して追懷慕する能はず、殊に大正十五年九月の大洪水被害前は柚原山草摺瀧は其の形甲裙ケツツに似て、水の流れは白糸おどしとなり、夏季には巖に仰臥して流れ落つる水に體を打たせば仙境の思するとして、此の地に遊ぶ者多かりしが、同水害の爲、何れも上部に堰堤を設けたる爲、昔程の名勝地たらざるは遺憾なり、殊に水分神社の頗る憐れなる建物となり、社地も水害の爲半減せられ、石燈籠、手水鉢等今にも岩下に落ちんとしてゐる、何れ近々修理せらるゝものと思ふ。此邊四季山水の美頗る佳く將來名勝水分峽として名をなすらん。

七、道 隆 寺

桑多山安藝院と號す、今同寺の縁起を見るに、大同年中の開基、無量壽院藥王寺と呼ばれたるが、正暦中、九條關白道隆公今の地に移し、寺地八町を附せられ七堂伽藍を建て（道隆寺）と改められしといふ、天正中、兵燹に罹り、堂塔悉く廢る、（當時の伽藍の圖今同寺に存す）、其後、毛利氏、淺野氏改築、修理等に盡力せられしも昔の悌を見ず、現に輪藏の址、大門と呼びて仁王門の地等皆石垣其他の趾を存し畑の中應々古布目瓦を見出せり、眞言宗（仁和寺末）にて和尚を置き、寺田も置かれ、附近に八十八箇所の石塔もあり、參拜者日につげり。（詳細第六章佛刹之部参照）

八、勸 孝 悌 碑

柏原山龍仙寺境内に在り、文化年間同寺第十四世大乘（風航と號す）檀徒に孝悌を勸むる爲、藝藩より褒美を受けたるを機として建碑せしもの前面篆額は頼惟完書、詞は芝山前中納言正二位持豊撰す。尙同寺に大乘の數奇をこらし、六勝を呼ばるゝ庭内泉水ありしと云へど、天保七年夏の榎川大洪水被害の際全く地中に埋りたりと。（詳細龍仙寺欄、大乘傳記等参照）

九、出 合 清 水

安藝國名所を詠ぜし古歌に

あきの國出合の清水、鷺の森

阿彌陀がみねにいつくしま山

とあり、此の中殿島の外定かならず、内出同の清水を稱するもの、府中村、賀茂郡冠村、佐伯郡佐方村の三あり何れを稱するか明かならざる旨通志に見えたり、考ふるに其の古歌何人の作を知らずと雖も、王朝時代の詠と考へれば、國府地として貴人、文人の住地として、當地のものを述べたるには非るか、現今石井城に此の水を以て湯屋水とし名高き清水の名の下に里人の飲料となり、靈驗を傳へ健康に益ありと言ふ。

10、三 清 水

本村出合清水の外、今出川、稚女池ワカメ、大佛水の三清水ありと通志に傳ふ、其の中、今出川は出合清水と共に古歌に讀まる。

安藝の國府、出合清水に今出川

溫品あらしいつもはげしき

何れも靈水として珍重せられたるが如し、今其の確然たる位置を傳えず、今出川は石井城坂本氏の下の泉なりと傳ふ。

一一、五ヶ寺趾

村の南方長田と呼ぶ地にあり、今は耕地又は山林となれり、東西二町、南北三町、玉勝院、神前坊、神力院、法壽坊、行專坊の五廢寺跡なり、何れも眞言宗にて松崎八幡別宮の別當、供僧としてありしが福島正則の藝備藩主となりて、社領、寺領の大整理と共に全部廢寺となる、塔の岡と呼ぶ地は五重の塔ありし地なりといふ。

一二、藥王寺屋敷

本村東北、堂所山に在り、東西四十間、南北五十間あり、九條關白藤原道隆が今の道隆寺の地に移轉改築せらるゝ迄の寺屋敷にて、弘法大師の開基と傳へ一時は隆盛を極めたりと、現今石垣、井戸等の殘

墟並に庭園の築山、泉水の跡と覺しき所あり、何分人家より遠く離れ樹木林立の山腹とて言問ふものも無き爲地理に委しき者の伴はざれば行く事困難なり。

一三、朝泊

本村字鹿籠に在り、往昔嚴島神社上卿職田所氏當村に國司として在住せるを以て、同社との往復者並に文書常に有之を以て、之が船出の場所なりと傳ふ、往昔此のあたり海岸遠淺にて、潮の干満を見て船の出入を圖れるが、急ぎの用に滿潮を待つゝの退屈さが地名に變りたりと語り傳ふ。

ひき潮ねたき朝泊、磯の香あせど名はあせじ、と府中郷歌に歌ひたる所以も、蓋し此處を讀みたるなり。

一四、岩谷觀音

吳婆々宇山の西端、本村の北方、現に溫品村に屬する地にあり、此の地昔府中村に屬し小堂並に坊守ありとの事なるが、漸く廢退、維持困難の爲手をつくる者なく、藩政末期に至りては、此の地府中村内に非ずと申出で、溫品村民亦村地に非ずとなし、互に相争ひ、藝藩奉行所にも之が解決に困難せられたるが、十餘年の後遂に溫品村領域と決定せられたる由、其の廢退期間數十年間は本尊觀世音菩薩像は信者近藤家(現今永町家)に保存せられ、再建せらるゝに至りて再び山上に返戻せられ現今に及びたる由、

